

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成 15 年度の全国の合計特殊出生率は 1.29 で、昭和 49 年以降毎年低下しており、現在の人口を維持する為に必要とされる人口置換水準の 2.08 には及ばず、少子化の傾向が著しく進んでいます。

この少子化の流れを変えるために、これまで国や各自治体において様々な施策が実施されてきましたが、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の地方自治体において、平成 16 年度に次世代育成に関する行動計画の策定が義務付けられました。

当町においても、平成 10 年度に「壬生町エンゼルプラン」を策定し、様々な施策を実施してきました。しかし、平成 15 年度の合計特殊出生率は 1.15 と依然として低く、全国及び栃木県をも大幅に下回っています。このような状態が続くと、人口の維持は難しく、地域経済や地域全体に多大な影響を与えることが懸念されます。

この計画を策定するにあたり、昨年度、就学前児童や小学生の保護者等を対象に、ニーズ調査を実施しましたが、その結果から次のようなことが明らかになりました。

- ・ 子育てに悩みや不安を感じている保護者は半数を超えており、その内容は、「子どもを叱りすぎ」、「病気や発達・発育」、「子どもの教育」などがあげられています。多くの保護者が、悩みや不安を軽減する支援を求めています。
- ・ 今後利用したい子育て支援サービスについては、「保育園や幼稚園の園庭開放」、「児童館」、「町が発行している子育て情報誌」等が多く、親子の居場所や子育て情報へのニーズが高くなっています。
- ・ 子育て支援で町へ要望することでは、「保育の費用負担の軽減」、「子ども連れで出かけられる場所の増加」、「医療機関体制の整備」など様々な支援が求められています。

このような状況を踏まえ、より一層の少子化対策に取り組むため、この計画を策定し、安心して生み育て、子どもが健やかに育つことができる町を目指します。

* 1 合計特殊出生率

1 人の女性が生涯に生むと思われる子どもの平均数を表わしたもの。

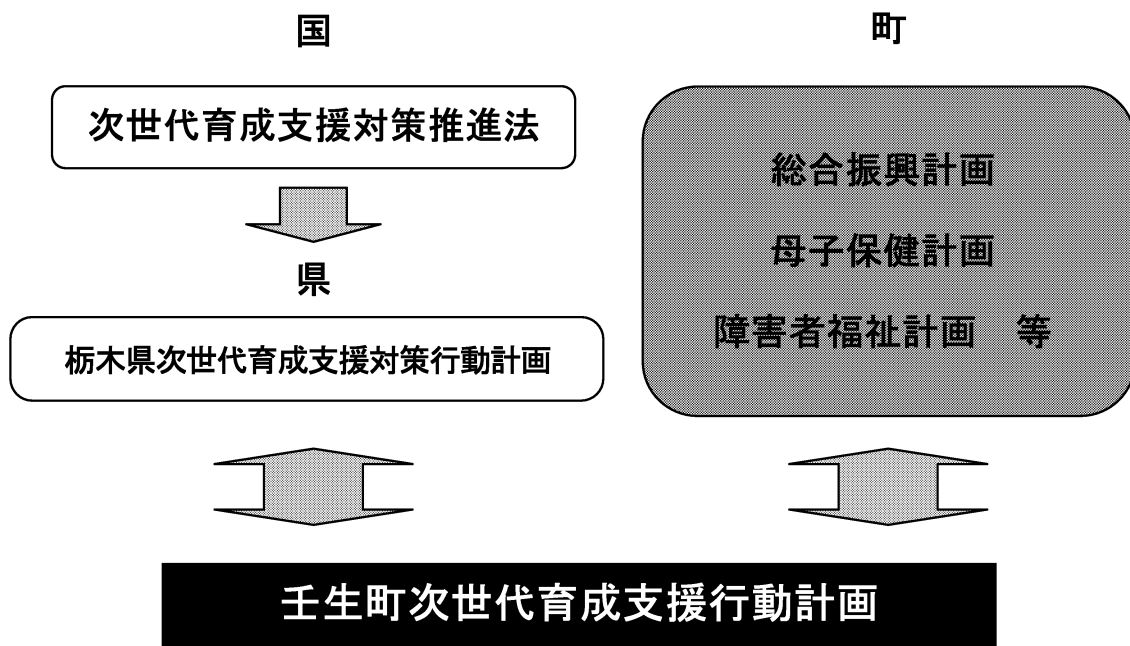
* 2 人口置換水準

人口が増加も減少もしない出生水準のことをいう。

2 計画の性格

- (1) 本町における、子育て支援の基本的方向を示すとともに、子育てに関わる様々な具体的施策の推進を進めていくための、基本的かつ総合的な計画です。
- (2) 家庭における子育てを基本としながら、行政・地域・学校及び企業等社会全体で取り組む方向性を示します。
- (3) 国の「次世代育成支援対策推進法」や県の「栃木県次世代育成支援対策行動計画」の基本的な考え方を踏まえるとともに、町の関連計画である「総合振興計画」、「母子保健計画」、「障害者福祉計画」等との整合性を図るものとし
ます。
- (4) 子どもと子育て家庭を取り巻く社会状況の変化に対応して、適宜適切な見直しを行い、改善を図っていく計画とします。また、計画の進捗状況を毎年調査し、公表します。

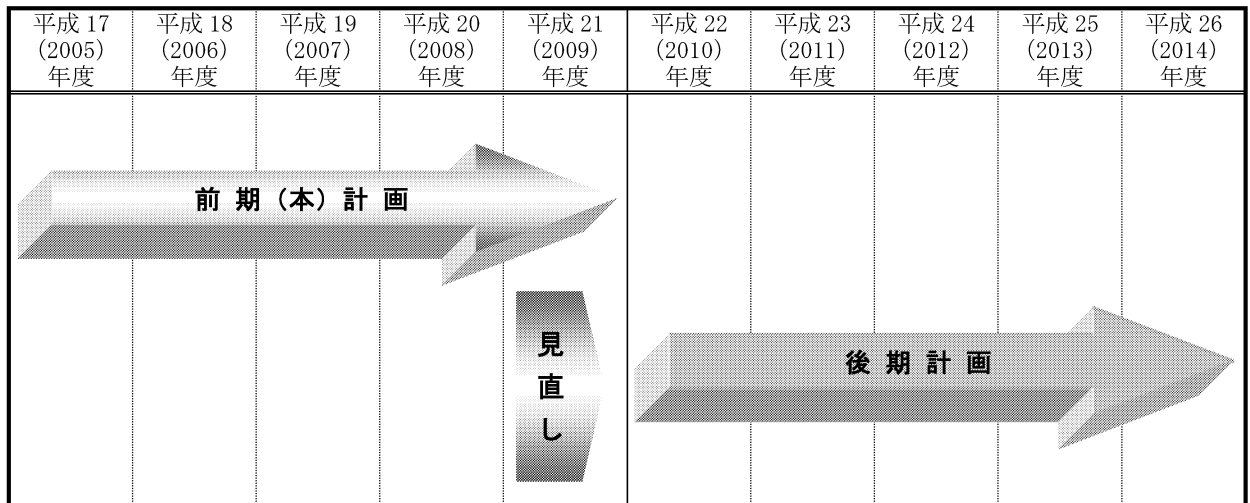
【 計 画 の 位 置 付 け 】



3 計画の期間

計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とします。

なお、平成17年度から平成21年度までを前期計画期間とし、平成21年度に見直しを行ったうえで、平成22年度からの5年間の後期計画を定めることとします。



4 計画の対象

この計画は、18歳未満の子ども、特に乳幼児、小学校低学年の児童とその家族を対象とします。